

専門研修プログラムの確認

都道府県によるプログラムの確認 (令和4年7月22日付医政医発0722第1号)

国から示された【確認事項①～④】	県による確認結果
① プログラムの連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が県の偏在対策に配慮されたものであるか。	<p>確認方法: 県調査及び国提供データ 2～4ページに記載のとおり、下記の項目を確認。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 専攻医の多くは県内で研修を受けており、県外連携施設で研修をする際は、医師の県外流出を避ける配慮がある。○ ほとんどのプログラムで、医師少数スポット等に連携施設を配置している。○ 医師が不足している領域に専攻医が採用されている。
② 地域枠等の従事要件に配慮されたプログラムとなっているか。	<p>確認方法: 県調査</p> <ul style="list-style-type: none">○ 5ページに記載のとおり、該当するプログラムが従事要件に配慮されたプログラムとなっていることを確認。
③ 小児科、精神科、外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、複数の基幹施設が置かれているか。	<p>確認方法: 県調査及び国提供データ</p> <ul style="list-style-type: none">○ 6ページに記載のとおり、複数の基幹施設が置かれていることを確認。
④ 診療科別の定員配置が県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっているか。	<p>確認方法: 県調査及び国提供データ</p> <ul style="list-style-type: none">○ 7ページに記載のとおり、医師が不足する診療科にプログラムが設置されており、かつ、十分な定員数であることを確認。
総合的評価	全体として、上記②③の条件を満たし、①④についても概ね整合性が図られており、地域の医療提供体制への影響は特にはないと考えられる。

都道府県によるプログラムの確認【確認事項①】

国から示された【確認事項①】

プログラムの連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が県の偏在対策に配慮されたものであるか。

確認の考え方(チェック基準)

A

- ・専攻医は、県外の連携施設に長いローテーションで配置されていないか。
- ・専攻医が県外の連携施設で研修を受けること(県内医師が県外に流出すること)に対して、対策を講じているか。
--- 専門研修プログラムの責任者を対象にアンケート調査を実施。

B

連携施設が、医師少数スポットその他医療資源が少ない地域(※)に設置されているプログラムはあるか。

(※)医師少数スポット・その他医療資源が少ない地域について

- 「**医師少数スポット**」は、**奈良県医師確保計画(R2.3策定)**に以下のように定めている。
(東和保健医療圏) ・宇陀市菟田野・室生地域 ・山添村 ・曾爾村 ・御杖村
(南和保健医療圏) ・五條市 ・吉野町 ・下市町 ・黒滝村 ・天川村 ・野迫川村
・十津川村 ・下北山村 ・上北山村 ・川上村 ・東吉野村
- 「**その他医療資源が少ない地域**」は、へき地で医療提供の役割を担っている病院があることを考慮し、大淀町、宇陀市全域とする。

C

医師が不足している診療科(※)のプログラムについて、専攻医が採用されているか。

(※)医師が不足している診療科について

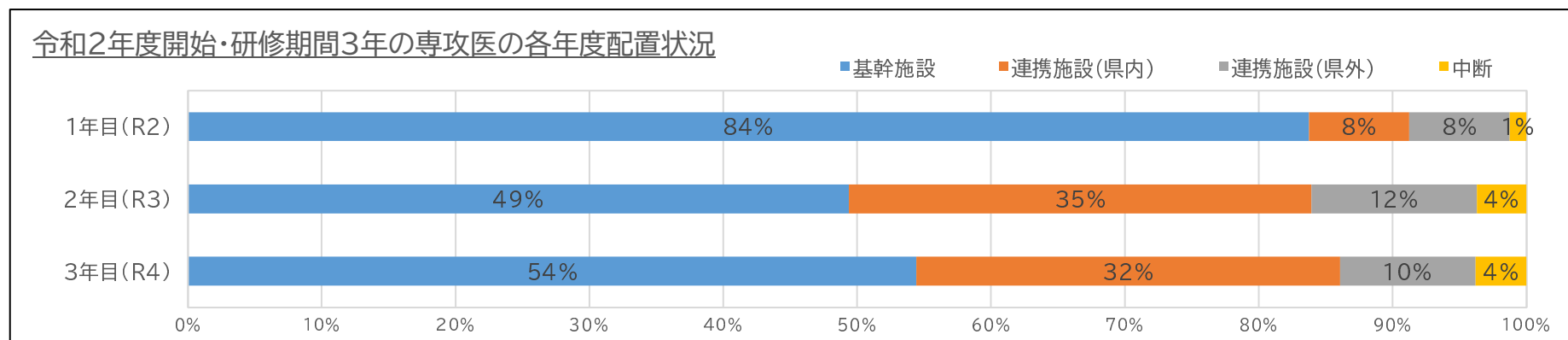
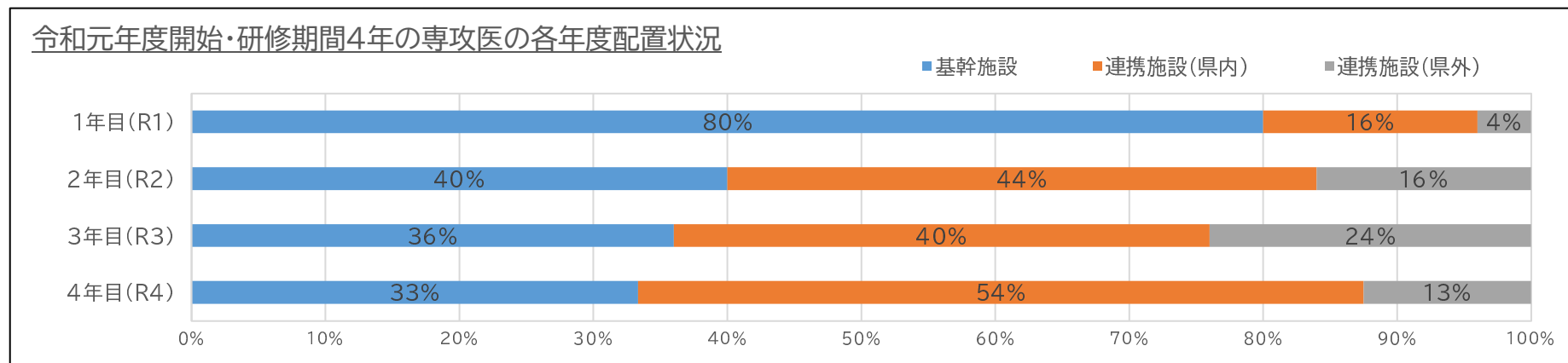
- 地域枠医師(本県では、奈良県立医科大学及び近畿大学に設置された**緊急医師確保枠医師**)が選択可能な基本領域とする。

内科・小児科・精神科・外科・産婦人科・麻酔科・救急科・脳神経外科・総合診療科

都道府県によるプログラムの確認 【確認事項①】

県による確認結果

○ 専攻医の各年度配置状況



○ 「専攻医が県外の連携施設で研修を受けることに対して、対策を講じているか」についてのアンケートの回答

- ・ 専攻医が県外で研修を行う場合は、県内と県外で在籍する専攻医のバランスが大きく偏ることがないように、県外病院のプログラムを研修する専攻医を受け入れる等の調整を行っている。
- ・ 連携施設になっている県外基幹施設より研修の受け入れを積極的に行っている。
- ・ 期間後半の研修は県内で実施し、研修後はそのまま県内で勤務することで、県外流出を避けたいと考えている。

都道府県によるプログラムの確認【確認事項①】

○ 連携施設が、医師少数スポットその他医療資源が少ない地域に設置されているプログラムについて(R4年度プログラムで確認)

配置あり:14領域（配置プログラム数/プログラム総数）	配置なし:5領域（配置プログラム数/プログラム総数）
内科(3/7)、小児科(2/3)、外科(2/3)、整形外科(2/4)、麻酔科(2/3)、救急科(3/3)、皮膚科(1/3)、眼科(1/1)、泌尿器科(1/1)、脳神経外科(1/1)、放射線科(1/3)、病理(1/1)、形成外科(1/2)、総合診療科(2/6)	精神科(0/4)、産婦人科(0/2)、耳鼻咽喉科(0/1)、臨床検査(0/2)、リハビリテーション科(0/1)
【配置先】 へき地診療所(五條市大塔、宇陀市東里、山添村、曾爾村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村)、宇陀市立病院、辻村病院、南奈良総合医療センター、五條病院、吉野病院、	

○ 令和4年度 診療科別 専門研修プログラム採用実績

	領域	プログラム数	定員数(人)	採用者数(人)
1	内科（※総合内科分野）	7	66	34
2	小児科	3	13	3
3	精神科（※児童精神分野）	4	29	11
4	外科	3	22	7
5	整形外科	4	21	9
6	産婦人科	2	12	3
7	麻酔科	3	18	6
8	救急科	3	9	6
9	皮膚科	3	9	7
10	眼科	1	4	3

	領域	プログラム数	定員数(人)	採用者数(人)
11	耳鼻咽喉科	1	7	5
12	泌尿器科	1	5	2
13	脳神経外科	1	10	3
14	放射線科	3	11	5
15	病理	1	3	1
16	臨床検査	2	3	0
17	形成外科	2	4	1
18	リハビリテーション科	1	4	3
19	総合診療科	6	22	13
	合計	51	272	122

※は、本県の地域枠制度において選択できるコース。 水色塗りつぶしの領域は、地域枠医師が選択可能な基本領域(=医師が不足している診療科)。

A	専攻医の約8～9割が県内で研修を受けており、また、専攻医が県外連携施設で研修を受ける際に、配慮があることを確認。
B	19領域のうち14領域が、51プログラムのうち23プログラムが、医師少数スポット等に連携施設を設置していることを確認。
C	医師が不足している診療科のプログラムについて、専攻医が複数名採用されていることを確認。

都道府県によるプログラムの確認【確認事項②】

国から示された【確認事項②】

地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムとなっているか。

確認の考え方(チェック基準)

地域枠医師等への配慮として、下記の対応をおこなっているかのアンケート調査を実施。
 --- 専門研修プログラムの責任者を対象にアンケート調査を実施。

- Q 地域枠医師等のような従事要件を有する地域医療従事者への配慮としてどのような対策をとっていますか。
- (1) 地域枠医師等に配慮した研修プログラムを既に作成している、
 - (2) 研修カリキュラム制での受入やプログラム制からカリキュラム制への移行を認めている。
 - (3) 現行の研修プログラムのままで、柔軟に対応している。
 - (4) 対策を講じる予定はなし。

県による確認結果

○ 地域枠医師が選択可能な基本領域(内科・小児科・精神科・外科・産婦人科・麻酔科・救急科・脳神経外科・総合診療科)のプログラム責任者の回答結果

	アンケート項目	回答プログラム数(複数回答可)	配慮状況
(1)	地域枠医師等に配慮した研修プログラムを既に作成している。	32プログラムのうち10プログラム	○
(2)	研修カリキュラム制での受入やプログラム制からカリキュラム制への移行を認めている。	32プログラムのうち1プログラム	
(3)	現行の研修プログラムのままで、柔軟に対応している。	32プログラムのうち21プログラム	
(4)	対策を講じる予定はなし。	32プログラムのうち0プログラム	×

地域枠医師が選択可能な32プログラムのうち32プログラムが地域枠医師へ配慮したものとなっていることを確認。

都道府県によるプログラムの確認【確認事項③】

国から示された【確認事項③】

小児科、精神科、外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、複数の基幹施設が置かれているか。

確認の考え方(チェック基準)

小児科、精神科、外科、産婦人科、麻酔科及び救急科のプログラムが複数の基幹施設に置かれているか。

県による確認結果

領域	内科	小児科	精神科	外科	整形外科	産婦人科	麻酔科	救急科	皮膚科	眼科	耳鼻咽喉科	泌尿器科	脳神経外科	放射線科	病理	臨床検査	形成外科	リハビリ科	総合診療科	合計	
奈良県立医科大学附属病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
奈良県総合医療センター	○	○		○		○	○	○													6
市立奈良病院	○				○			○									○		○		5
天理よろづ相談所病院	○	○		○					○					○		○			○		7
近畿大学奈良病院	○				○		○		○					○							5
南奈良総合医療センター																			○		1
土庫病院	○																		○		2
吉田病院			○																		1
大福診療所																			○		1
やまと精神医療センター			○																		1
西和医療センター	○																				1
五条山病院			○																		1
白庭病院					○																1
ハートランドしぎさん			○																		1
合計	7	3	5	3	4	2	3	3	3	1	1	1	1	3	1	2	2	1	6	52	

表中赤囲いのとおり、複数の基幹施設にプログラムが置かれていることを確認

都道府県によるプログラムの確認【確認事項④】

国から示された【確認事項④】

診療科別の定員配置が県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっているか。

確認の考え方(チェック基準)

医師が不足する診療にプログラムが設置されているか、十分な定員数であるか。

県による確認結果

○ 令和5年度 診療科別 専門研修プログラム定員数(希望数)

	領域	プログラム数	定員数(人)
1	内科 (※総合内科分野)	7	66
2	小児科	3	13
3	精神科 (※児童精神分野)	5	34
4	外科	3	22
5	整形外科	4	21
6	産婦人科	2	12
7	麻酔科	3	15
8	救急科	3	9
9	皮膚科	3	9
10	眼科	1	4

	領域	プログラム数	定員数(人)
11	耳鼻咽喉科	1	7
12	泌尿器科	1	5
13	脳神経外科	1	10
14	放射線科	3	12
15	病理	1	3
16	臨床検査	2	2
17	形成外科	2	4
18	リハビリテーション科	1	4
19	総合診療科	6	22
	合計	52	274

※は、本県の地域枠制度において選択できるコース。 水色塗りつぶしの領域は、地域枠医師が選択可能な基本領域(=医師が不足している診療科)。

医師が不足する診療科にプログラムが設置されており、かつ十分な定員数であることを確認。